

# 定住外国人の現状と地域コミュニティの課題

— 秋田県羽後町の外国人妻に関する聞きとり調査を事例にして —

石 沢 真 貴

## Situation of the Resident Foreigners and Problems of Community

— On the Basis of a Research of the Foreign Wives  
in UGO Town, AKITA Prefecture —

Maki ISHIZAWA

### Abstract

The purpose of this paper is to consider the transformation of local community and its pressing problems through the relations between rural community and resident foreigners, especially foreign wives, on the basis of the case-study of a rural town in the southern part of Akita prefecture: *Ugo Town*. In rural community there is the problem of depopulation, especially shortage of labor and unmarried women, which is quite different from urban community.

The population of foreigners in Akita prefecture is 4,648 and 50.1% of it is Chinese. There live 110 foreigners, including 41 foreigners who have the resident status as 'the wife of Japanese' in Ugo Town (according to 2003 statistics). This paper shows that the different processes how to come to Japan causes the segregation within the same ethnicity, and foreign wives have different problems in everyday life depending on the relationship with their families, the degree of proficiency of Japanese, the age of their children.

As a forward-looking agenda on the local community, this paper also suggests the importance of multi-cultural education.

### Key Words

Ethnicity, Local Community, International Marriage, Foreign Wives, Ugo Town

#### 1 はじめに

1980年代後半、東アジアに流入する移民労働者と日本社会、特に都市のエスニシティ問題がにわかに議論されるようになったのと同時期に、1960年代からすでに過疎化、農業後継者不足問題に揺れてきた東北各地の農村では、アジアの女性との国際結婚が増加する傾向を示してきている。本稿では、エスニシティと地域コミュニティとの関係において、移民労働者の集中する都市部とは異なる様相をみせる農村地域、特に東北地域におけるエスニシティの現状を、秋田県羽後町の定住外国人である外国人妻の生活の現在から捉え、変容する地域コミュニティ

の課題を考察する一端として位置づけたい。

ところで、エスニシティ研究やコミュニティ研究における外国人妻に関する研究や、東北に関するエスニシティ研究、農村社会の研究等、議論の整理は重要な課題ではあるが、それは別稿で論ずることとして、本稿においては、主に秋田県の羽後町を事例として、基礎統計資料と関連対象者への聞きとり調査を基にした事例的研究を目的とする。その際、地域コミュニティの変容として、概略的ではあるが、農村部における定住外国人の現在を捉え、東北、とりわけ秋田県における現在の地域の実情を捉えることにしたい。

## 2 東北社会におけるエスニシティ

### (1) 農村地域におけるエスニシティの発現

農村地域におけるエスニシティ研究は、ひとつには過疎地域における農業後継者問題、とりわけ男性の結婚難の対応問題の点で議論されてきている経緯がある。また産業経済のグローバル化により流入する安価な輸入製品の販売が中小企業を圧迫しており、人件費削減のため、中国やブラジルからの労働力を受け入れている背景がある。たとえば宮城県石巻市、塩釜市では水産加工業における日系ブラジル人の増加がみられる。秋田県では、ここ10年の間に日本のアパレル業を支えする縫製業の女性労働市場に技能研修として、主に中国国籍の研修生（在留資格：「研修」）や技能実習生（在留資格：「特定活動」）が就業するようになり、企業立地周辺地域に登録者数がまとまって確認できるようになってきている。

こうした製造業等における研修生、技能実習生は1年から2年の期間の滞在であり、また「興行」での滞在者は各地を転々とする場合があり、長期にわたり定住することはない。一方、本稿で対象とする外国人妻は、そもそも日本人の配偶者として来日し、また来日後結婚している定住外国人であり、地域住民として生活している存在である。この存在は、都市におけるエスニシティとは様相の異なる、農村におけるエスニシティ発現の大きな特徴であるといえる。

### (2) 外国人登録者数からみる東北地域の特徴

まず基礎的な人口統計資料にもとづき、東北地域の外国人登録者の分布の特徴を概観してみる。地域別に外国人登録者数をみたととき、東北地域は全般に登録者数が少ない地域である。2002年現在の全国の登録者総数が1,851,758人であるのに対し、東北6県を合わせて50,273人である（宮城県15,485人、福島県12,376人、山形県6,848人、岩手県6,151人、青森県が4,765人、秋田県4,648人<sup>1)</sup>。しかし、増加率を平成13年度末と比較してみると、東北地域の増加率は7.0%（3,275人増）であり、四国地方の9.8%（2,091人増）に次いで多く、登録者数の最も多い東京都を含む関東地方（4.9%増）や大阪府を含む近畿地方（1.3%増）と比べてその増加率が高くなっている。

都道府県別に国籍別の割合をみると、東北地域では秋田県の中国国籍の割合50.1%（全国第3位）、福島県のフィリピン25.4%（全国第2位）が特徴的である。また、東北地域は全国と比較して男女比の割合に大きな差がでており、女性の割合の高さで全国1位から4位までを東北の県が占める。最も高い秋田県は男性1に対し3.6倍、山形県は3.2倍、岩手県で2.3倍、福島県で2倍である。そのなかで国籍別にいえば、秋田県では中国国籍の男女

比差が大きく、山形県では韓国又は朝鮮国籍の場合が大きい。年齢層では20代～30代後半における男女差が他より大きい<sup>2)</sup>。

また定住外国人、外国人妻に関連のある在留資格でみると、「日本人の配偶者等」については、全国で最も多い国籍はブラジルで全体の33.4%（90,732人）（表3参照）であるが、東北においては中国、韓国が多くなる。この「日本人の配偶者等」は、全国で1999年から2001年にかけて増加現象を示していたのが、2002年には減少傾向にある。この減少の原因は、一つには在日年数が3年以上経過した「日本人の配偶者等」が「永住者」の資格を取得したり、帰化したりした結果と考えられる。

### (3) 秋田県内の外国人登録者数分布の地域的特徴

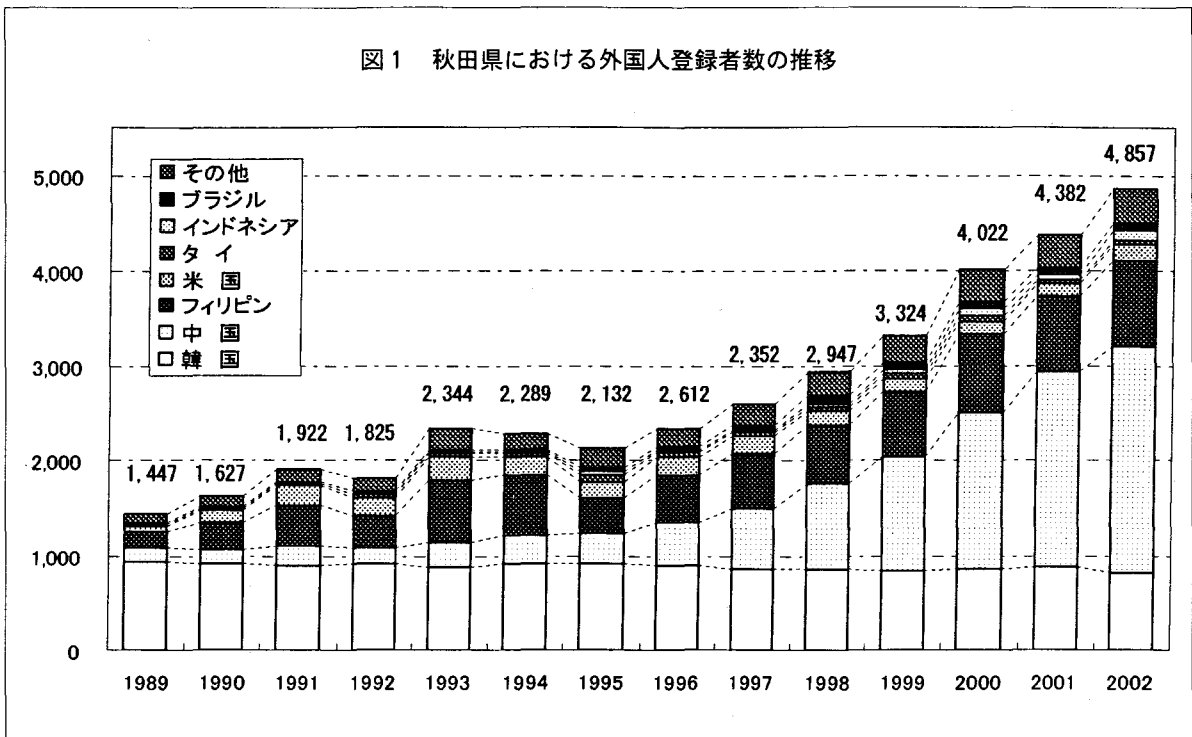
ここで1989年以降の秋田県における外国人登録者数の推移をみると、1992年、1995年に一時的に減少しているものの、年々増加傾向を示していることがわかる（図1、表1）。特に韓国国籍の漸減に対し、1990年代後半からの中国国籍の急増がみられ、2002年では48.9%を占めるに至っている。一方で、全国的にみて増加が著しいブラジル国籍は、それほど大きな伸びはみられない。

市町村別に登録者数の状況を見ると、最も多くなっているのは県南部の羽後町で110人である。国籍別にみると、ブラジル国籍は天王町に集中しており（39）、中国国籍は羽後町（78）、ニッ井町（64）、五城目町（63）に多く、フィリピン国籍では鷹巣町（56）、平鹿町（26）、羽後町（23）、十文字町（23）、そして韓国又は朝鮮国籍では象潟町（20）、天王町（13）、田沢湖町（13）となっている。またインドネシア国籍が八郎潟町（11）、十文字町（7）、米国国籍が雄和町である（表2）<sup>3)</sup>。

こうした市町村別の国籍分布のおおよその特徴と、在留資格の「日本人の配偶者等」の登録数とを重ねてみたとき、外国人妻に関する分布状況の地域的な特徴を捉えることができる。表3は外国人登録者の総数が35人以上の市町村のうち、在留資格の「日本人の配偶者等」の割合が高い市町村の上位を拾い出してみたものである。そのなかで登録数全体に占める割合を算出すると、必ずしも外国人登録者総数の多いところで「日本人の配偶者等」が多いわけではなく、男鹿市を除くと町村でその比率が高くなっているのがわかる<sup>4)</sup>。

そこで、町村に限ってもう少し地域的な特徴をみてみると、天王町（28.3%）ではブラジル国籍が、平鹿町（44.4%）や比内町（25.8%）ではフィリピン国籍が、象潟町（29.0%）では韓国又は朝鮮の「日本人の配偶者等」が最多となっている。それ以外の割合の高い町村では、羽後町（45.5%）を筆頭に雄物川町（45.2%）や鳥海町（42.1%）、稲川町（37.8%）で中国国籍が最多で

図1 秋田県における外国人登録者数の推移



注) 秋田県国際交流課資料より作成。

表1 秋田県における外国人登録者数の推移

年 国籍	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
韓国	936	917	907	915	886	928	913	901	866	863	851	870	876	827
中国	146	157	199	176	259	288	322	450	643	898	1,195	1,646	2,063	2,374
フィリピン	169	286	438	344	661	642	378	506	581	622	688	825	794	903
米国	59	130	198	178	243	190	177	188	176	152	146	132	132	171
タイ	28	3	23	30	26	39	64	57	45	45	42	64	37	35
インドネシア	1	10	7	7	20	14	33	22	10	21	46	59	62	115
ブラジル	6	12	20	43	21	25	54	32	68	94	65	78	69	74
その他	102	112	130	132	228	163	191	196	223	252	291	348	349	358
計	1,447	1,627	1,922	1,825	2,344	2,289	2,132	2,352	2,612	2,947	3,324	4,022	4,382	4,857

注) 秋田県国際交流課資料より作成。

ある。

逆に、表2においては外国人登録者数の上位に位置するにもかかわらず「日本人の配偶者等」割合では少なくなるのが、由利町、五城目町、昭和町、雄和町である。

このように、在留資格と国籍の関係で地域的な特徴を整理してみると、外国人登録者の分布は地域によりかなり違った表れ方をしているのがわかる。特に秋田県で登録者数割合が高い中国国籍の「日本人の配偶者等」をみたときに、羽後町や雄物川町、平鹿町、烏海町、稲川町、増田町など、いわゆる「県南」地域に集中していることがわかる<sup>(5)</sup>。

### 3 東北のエスニック・コミュニティとしての羽後町

#### (1) 羽後町の概要

さて、2でみたように、東北地域における20歳代から30歳代の中国、韓国又は朝鮮国籍女性の多さ、そして秋田県の「日本人の配偶者等」の県南における多さを踏まえ、町村部で最も外国人登録者数が多い羽後町の状況をみていくことにしたい。

羽後町は、秋田県の南部、山形県境に近く、町の面積は230,75平方メートルで、3分の2が山地で占められる。町の東部は湯沢市や十字町に接して横手盆地の平野部が広がり、西部は東由利町や烏海町、雄勝町に接し出羽丘陵の山地になっている。

2003年現在総人口が19,489人で、高齢者人口29.1%に対して年少人口が13.2%と、全国と比較して少子高齢化の進行が早い傾向にある。世帯は5,381世帯であり、人口減の一方で世帯数増加の傾向がみられ、一世帯あたりの世帯員数は3.6にまで落ち込んでいる。1955年4月に1町6村が合併し、一時県内最大の人口を抱える町となったが、以後人口の減少により1980年に過疎地域に指定され、1990年の指定解除を経て、2000年に再度過疎地域の指定を受けている。

産業構造をみると、第一次産業従事者数は1,896人(19%)で、そのうち98.4%(1,807人)が農業従事者である。第二次産業は4,010人(41.6%)で、そのうち製造業が2,740人(68.3%)、事業所数では衣服関係が46%(37事業所)を占めており、次いで電気機械の11%(9事業所)となっている。第三次産業では2,740人(39.4%)で、サービス業が50.7%(1,926人)である<sup>6)</sup>。

近年の市町村合併の動向においては、2002年11月15日に湯沢市より2005年3月までの合併を前提とした「湯沢

表2 秋田県における市町村別主要国籍別外国人登録者数(2002年12月末日現在)

国籍 市町村名	ブラジル	中国	インド ネシア	韓国又は 朝鮮	マレー シア	フィリ ピン	タイ	米 国	総 計
秋 田 市	4	331	62	320	28	249	6	52	1,238
本 荘 市	21	218		49		32		4	344
横 手 市		87	9	39	2	121		3	275
能 代 市		159	3	27		64	2	2	271
大 館 市		93	8	69		40	4	2	240
大 曲 市		80		48	2	13		3	152
鹿 角 市		16	2	65		34		2	126
湯 沢 市		30		40		36			114
羽 後 町		78		7		23	1	1	110
鷹 巣 町		24		11		56	4	4	99
天 王 町	39	29		13		7			92
雄 和 町		4			4	4		58	77
十 字 町		40	7	4		23			75
二 ツ 井 町		64			3				70
五 城 目 町		63							67
田 沢 湖 町		41		13		5			63
比 内 町	2	41		3		13			62
象 潟 町		37		20				4	62
昭 和 町		54							57
角 館 町		33		9		11		2	56
六 郷 町		51		3					56
雄 物 川 町		44	4			3			53
八 竜 町		41		3		4		2	51
由 利 町		42		2					45
平 鹿 町		17				26			45
増 田 町		37				6			44
上小阿仁村		13				19			33
八 郎 潟 町		9	11	3		2			27
秋 田 県	74	2,374	115	827	38	903	35	171	4,857
全 国	268,332	424,282	21,671	625,422	9,487	169,359	33,736	47,970	1,851,758

- 注) ・秋田県国際交流課「国籍別外国人登録者数調査、市町村別人員表(2002年12月末日現在)」及び入管協会「在留外国人統計 平成15年版」より作成。  
 ・秋田県の統計は、原本自体が個人の特定を避ける意味で1以下の記載をしていないため(羽後町除く)、総計と合致しない場合がある。また主要な国籍に限っているため総計と合致しない場合がある。  
 ・登録者数の多い市町村及び国籍別にて特徴のある市町村のみを抜粋した。

表3 秋田県における在留資格「日本人の配偶者等」の登録数（2002年12月末日現在）

市町村名	国籍						日本人の 配偶者	外国人 登録者総数	割合(%)
	ブラジル	中 国	韓国又は 朝鮮	インド ネシア	フィリ ピン	タ イ			
男 鹿 市		6			7		18	37	48.6
羽 後 町		41	3		5		50	110	45.5
雄物川町		22			2		24	53	45.2
平 鹿 町		7			12		20	45	44.4
鳥 海 町		15					16	38	42.1
稲 川 町		11			3		14	37	37.8
増 田 町		8			4		13	44	29.5
象 潟 町		4	12				18	62	29.0
天 王 町	13	7			4		26	92	28.3
比 内 町	2	3			10		16	62	25.8
大 曲 市		23	2		5		32	152	21.1
田 代 町		5					8	40	20.0
六 郷 町		10					11	56	19.6
琴 浜 町		2			5		7	36	19.4
湯 沢 市		9	5		5		22	114	19.3
森 吉 町		2			4		7	37	18.9
藤 里 町		5	2				7	39	17.9
田 沢 湖 町		7			2		11	63	17.5
角 館 町		3			5		9	56	16.1
ニッ井町		8			2		10	70	14.3
秋 田 市				2	64	3	168	1,238	13.6
十 字 町		8					10	75	13.3
横 手 市		16	5		13		36	275	13.1
鷹 巣 町		5			8		13	99	13.1
鹿 角 市		4	2		9		16	126	12.7
大 館 市		3		2	17	4	29	240	12.1
八 竜 町		2	2		2		6	51	11.8
本 荘 市	16	9	3		5		38	344	11.0
能 代 市		13			12		29	271	10.7
雄 和 町		2			3		7	77	9.1
南 外 町		3					3	35	8.6
昭 和 町		2					3	57	5.3
五 城 目 町							2	67	3.0
由 利 町							1	45	2.2
秋 田 県	38	459	67	11	248	20	908	4,857	18.7
全 国	90,732	53,126	21,868	2,335	45,510	12,838	271,719	1,851,758	14.7

注)・秋田県国際交流課「国籍別外国人登録者数調査、市町村別人員表（2002年12月末日現在）」、及び入管協会「在留外国人統計 平成15年版」より作成。

- ・秋田県の統計は、原本自体が個人の特定を避ける意味で1以下の記載をしていないため（羽後町除く）、総計と合致しない場合がある。また主要な国籍に限っているため総計と合致しない場合がある。
- ・登録者数が35人以上の市町村を抜粋した。

市雄勝郡による任意の合併協議会」への参加要請があったが、時期尚早として12月24日に協議会への参加をしない旨の回答を出している<sup>7)</sup>。

## (2) 羽後町の外国人登録者数

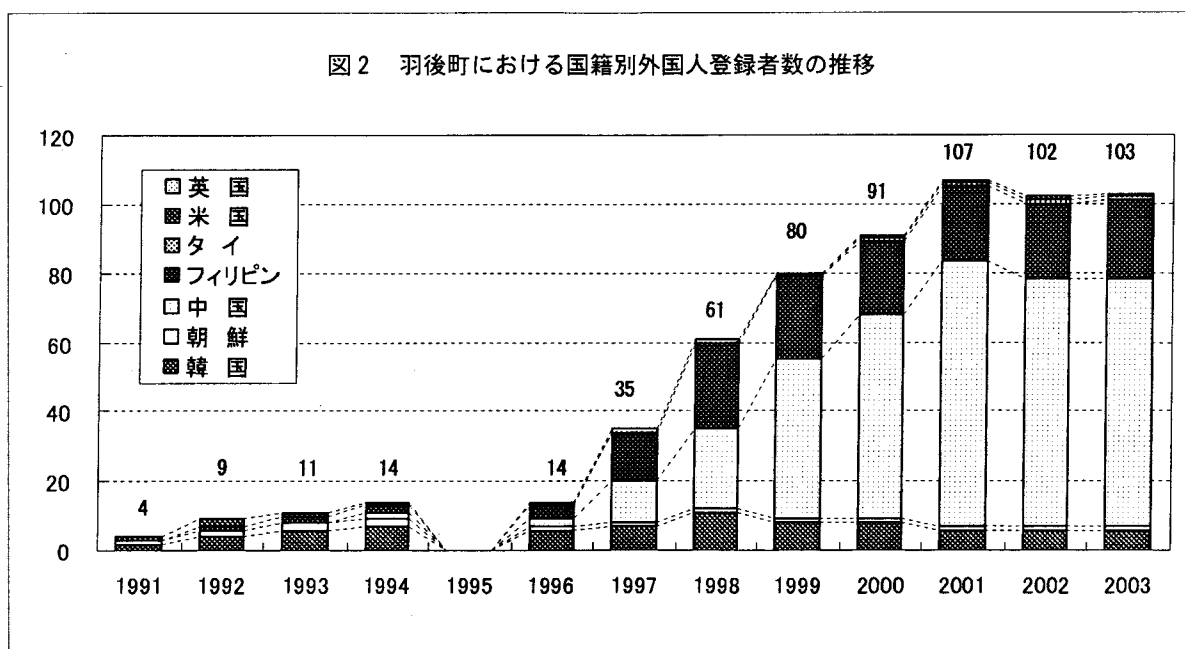
1990年代以降の羽後町における外国人登録者数の推移をみると、1991では全登録数が4人だったのが、1997年に中国国籍が12人、フィリピン国籍が14人に増加して35名となり、以後2001年に至るまで、ここ10年余りの間に中国国籍の急増で100人を越す人数となっている(図2、表4)。在留資格別では、103人中40人が日本の配偶者、16名が永住者である。いずれも中国国籍が過半数を占める(表5)。国際結婚数でみると、これも登録者数の増加とともに1997年から増加し始め、2002年現在において61組に達している。最も多いのが中国国籍との結婚で45

組、次いでフィリピン国籍10組、韓国国籍5組である(表6)<sup>8)</sup>。参考までに、国際結婚により生まれた子どもの数は2003年7月1日現在、0歳から14歳までで43人になっている。外国籍の子どもは12歳から16歳までの6人で、すべて中国国籍である。

## (3) 羽後町の定住外国人に関する施策

### 1) 町民課における国際結婚者への支援事業

羽後町は、1999年7月から、日本語検定1級の外国人妻として羽後町に生活している中国人女性を相談員として委嘱し、月2回の国際結婚者向けの相談事業を開始してきた。その後平成12年4月には町民課に交流定住担当を設置し、国際結婚夫婦が安心して暮らせるよう手助けすることで定住を確かなものにするを目的に「交流定住担当事業計画」が作成され、より細かな対応ができ



注) 羽後町「事務報告書」より作成。1995年の資料は欠損。

表4 羽後町における国籍別外国人登録者数の推移

年 国籍	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
韓国	2	4	6	7		6	7	11	8	8	6	6	6
朝鮮	1	2	2	2		1	1	1	1	1	1	1	1
中国				2		2	12	23	46	59	76	71	71
フィリピン		1	2	2		4	14	25	24	21	22	22	23
タイ										1	1	1	1
米国	1	2	1	1		1			1	1	1	1	1
英国							1	1					
計	4	9	11	14		14	35	61	80	91	107	102	103

注) 羽後町「事務報告書」より作成。1995年の資料は欠損。

表5 羽後町における国籍別在留資格別外国人登録数（2003年7月1日現在）

国籍 在留資格	中国	韓国	朝鮮	フィリ ピン	タイ	米国	計
永住者	10	2		4			16
特別永住者		2	1				3
日本人の配偶者	32	2		5	1		40
教育						1	1
定住者	6						6
研修	11						11
特定活動	12						12
興行				14			14
計	71	6	1	23	1	1	103

注) 羽後町「平成15年度交流定住担当事業計画」より作成。

表6 羽後町における国際結婚者数（2003年7月1日現在）

年 国籍	～1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	合計
中国	2		4	3	15	3	9	9	45
フィリピン	2	2	2	1		3			10
韓国	2		1				1	1	5
タイ						1			1
計	6	2	7	4	15	7	10	10	61
累計	6	8	15	19	34	41	51	61	61

注) 羽後町「平成15年度交流定住担当事業計画」より作成。

備考 数値は女性のみ。

在留許可待ち（中国1、フィリピン2）および離婚数（中国14、フィリピン1）は累計に含まれていない。

るよう工夫されてきている。具体的な取り組みとしては、相談員による毎週火曜、木曜の国際結婚者生活相談（月2回から毎週2回に増加）、家庭訪問、職場訪問、研修（地域社会の制度、文化を学ぶ機会）、情報誌「虹たより」の発行、交流会開催、「コスモスの会」（国際結婚者による自助グループ）への事務的支援アドバイス、海外研修視察（外国人妻の故郷を訪問して交流する）などを行っている。

## 2) 日本語教室や学校教育における支援

定住生活をするうえで重要になるのは日本語の習得である。また子どもたちへの教育面も対応が必要になる。日本語の学習の場として、まず教育委員会において日本語学習講座が開設されている。かつては広域の日本語教室として湯沢市にあった教室に受講者が通っていたが、湯沢市に周辺町村の居住者が通うのは交通費、交通手段の問題もあって不便をかけるということで、1997年11月に湯沢教室の分教室として開設された。そして翌1998年度からは秋田県の補助事業を受けるかたちで町単独での

日本語学習講座を開設するに至っている。町の対応の工夫として、当該者が羽後町への住民登録をする際に、あわせてこの講座を紹介し、すぐに日本語の学習に取り組めるように配慮している。以前は毎週水曜日、金曜日の午前中に開設していたが、2000年度からは日中就業している人が受講しやすいように、また夫、家族が妻の母国語を受講できるように等の理由で、水曜日は午前10時から12時まで、金曜日は19時から20時30分までに変更されている。講座内容は、初級程度の日本語学習の他に、地域生活に慣れてもらうための町についての説明や、生活習慣等のアドバイス、羽後町の西馬音内盆踊りの体験など、伝統文化に触れる機会等も設けている。教室は水曜日、金曜日各1クラスで、講師は3人と4人で担当する。講師が複数なのは、クラス内で上達度ごとのグループに分かれて学習する際に、なるべく丁寧に対応できるようにするためと、子連れで受講する人がいる場合に母親が受講する間講師がベビーシッター役を兼ねて対応できるようにするためである。グループ学習では、上達度の早い受講者に通訳などのサポートをしてもらいながら

行っている。

一方で、母国から呼び寄せられた外国籍の子どもたちの教育に対しても、支援事業が行われている。母国で成長し、学校教育を受け途中から来日する子どもたちは、そのままでは日本語の習得や教科の学習に困難がある。そうした外国籍の子どもたちの学習や生活支援を行うために、羽後町では、秋田県教育庁義務教育課が2002年1月から県の緊急雇用対策事業として公募した「日本語指導支援事業」を利用して、町内2つの中学校において個別学習や生活支援をおこなっている。講師は日本語学習講座の卒業生で、日本語検定で1級を取得している人などが担当している。2003年には2人の中国国籍生徒が高校進学を果たしている。

こうした町における事業は、新しく結婚して生活する外国人妻とその家族に対する生活支援という役割を果たしているだけではなく、日本語を習得した外国人妻を相談員や講師、通訳の仕事など、なんからの雇用を補う面をもっている点でも注目できる事業を展開してきているといえる<sup>(9)</sup>。

#### 4 羽後町における外国人妻の生活からみえてくるエッセンス

##### (1) 外国人妻の母国での生活と来日経緯

ここで、聞きとり調査をもとにして羽後町における外国人妻に関して若干の整理を試みたい。ここにおける外国人妻に関する記述は、2003年9月から11月にかけて、関係者からの紹介や、日本語学習講座の受講者に調査協力を依頼し、承諾を得た外国人妻9人への聞きとり調査等をもとに概観したものである。この調査研究は現在継続中であり、現時点で個々の事例を詳細に分析することはしていない。よって本稿での考察は暫定的なものであり、羽後町に生活する外国人妻たちの全容を明らかにしているものではないことを予め断っておきたい。

まず対象者の出身国をみると、中国出身者が6人、フィリピン出身者が3人である。在留資格は「永住権」、「日本人の配偶者」が半々で、「日本人の配偶者」のなかに現在帰化申請中である人と、将来的に検討している人がいる。

来日、結婚の契機をみると、以下の場合に大別できる。まずは日本在住の外国人や仕事で海外に在留する日本人など、外国人妻もしくはその夫の親族関係者、友人、知人からの紹介である。その場合、中国国籍では中国残留孤児との関係で紹介を受ける場合がある。厚生労働省による1992年から2001年までに日本に永住帰国した中国残留孤児や残留婦人など約2千人を対象とした「中国帰国者生活実態調査」では、都道府県別に婦人等が居住する地域として、東京都(14%)、大阪府(10.7%)、長野県

(8.2%)の次に、宮城県(4.4%)、山形県(3.6%)が多くなっている。ここから、秋田県で中国国籍の外国人が多いということと東北地域における中国残留孤児の分布との関連がみえる。

また、すでに定住している外国人妻を介して知り合う場合がある。地域生活の事情を知る外国人妻のもとには、国際結婚を希望している中国人女性の見合い写真が寄せられており、適当な相手を紹介している場合がある。いま一つが結婚仲介の斡旋業者を介する場合である。

そうしたなかで、今回聞きとりをした事例では、夫や本人の親族や友人、知人から紹介を受けての結婚が多い。中国の場合、彼らは吉林省、黒龍江省の都市で家族とともに生活してきており、実家が農業という場合は1ケースのみで、他は親や兄弟姉妹が会社員や公務員である<sup>(10)</sup>。現在の年齢は30代がほとんどで、最終学歴は専門学校卒業が4人、高校卒が1人、中学校卒が1人である。来日前に専門学校で技術を身につけ、それにより技術をいかした職業に従事しており、1990年代後半から2000年にかけて、結婚を決め来日している。上述のように親族や知人、職場の関係者等から現在の夫を紹介され、現地で直接会う機会をもった上で、結婚を機に直接羽後町に来日している場合がほとんどで、在日年数は2年から10年未満である。

##### (2) 羽後町での生活—家族、仕事、つきあい

年齢が比較的高い場合や町委嘱の講師の仕事をしている場合を除き、彼らは子どもがまだ2~4歳くらいで幼く子育てで忙しい時期であり、また日本語がまだ不十分であることもあって特に定職についてはいない。夫を手伝って本格的に農業に従事していると思われるケースは1ケースのみで、他は電気機械の組み立て等のアルバイトをするなど、企業の都合に左右される不安定な雇用となっている。雇用の場があれば農業というよりは外で働きたいという希望をもっている。

近所づきあいはとくに密にしているわけではない。町民の年齢層からいっても、また山間の集落になればなるほど、年齢的に高年齢層が多く、言葉の問題もあるため、自然とつきあいが疎遠になりがちである。また町内会などの地域組織には舅、姑世代が対応しているということもあり、積極的に関係して地域組織等に参加している様子はみられない。

その一方で、携帯電話や電子メールを使っただけの友人知人とのやり取りはかなり広範囲にわたって行われ、遠方とのネットワークをもっている。先に触れた広域で行われていた湯沢市の日本語教室で、各地に在住する同郷者同士が知り合って交友をもっているという。

ところで、交通手段の少ない地方在住者にとって、自



自動車の運転免許の取得は非常に重要な問題である。もちろんそれは外国人妻にとっても同様であり、生活に欠かせない日々の食料の買出しや、日本語学習講座に通う場合にしても、都市型の生活とは違い、自動車の運転は地域生活の行動範囲を広げる大きな手段である。この自動車の運転免許取得のために訪れている自動車学校が、同時に周辺地域に生活する同郷者と知り合う場にもなっている。

羽後町には、外国人妻たちによる自助グループ「コスモスの会」があり、これも彼女たちが知り合う場になるが、登録数の割合からいって必然的に中国出身者で占められることになるため、おのずと中国人が集まるかたちになりがちであり、中国出身者同士の結びつきが強くみられる。

一方で、フィリピン人では、日本語学習講座に通う人は中国に比べ少数である。フィリピン国籍の場合、23人中14人が「興行」の在留資格で登録しており、フィリピン料理を出すレストランなど、商業店舗がフィリピン人同士で知り合う場の役割を果たしているといえる（表5）<sup>(4)</sup>。

### （3）生活における問題

日ごろ何か困っていることや、町の対応等への要望について聞いてみると、やはり日本語の学習が大きい。日本語学習講座は、来日間もない人向けの初級で、また何らかの都合で受講できなくなっても再受講する際に参加しやすいようにという配慮もあり、レベルをあまり高く設定していない。これは中級、上級で学習したい受講者にとっては受講機会があってもあまり有効でないこととなり、できればクラスごとの学習の場を設けてほしいという要望がある。

日本語の学習と生活面との関係で言えば、たとえば生活に欠かせない自動車の免許取得は、日本語での試験問題が難しく取得するのに苦労している人が多い。さらに、地方から免許試験を受ける場合には交通費や宿泊費用もかさむという。

もう一つは家族との関係である。相談ごとには夫にしている、コミュニケーションがとれているという場合がほとんどであり、また夫の親とも家事や子育てなど双方で手伝ってもらいながら生活している様子が見える。

しかし、一方では家族間で家計のやりくりや家事育児の面などに認識のずれがあり、家の嫁としての生活を強いて生活に自由度が少ないと感じる場合もある。子どもの教育面に関しては、まだ幼い場合が多いこともあり、言葉や学校教育における問題は特に聞かれないが、今後子どもに母国の言葉など文化を伝えていきたいという意識をもっている。

以上のような聞きとり調査から、羽後町における外国人妻のおかれた状況をまとめてみると、日本語学習講座や自動車学校、商業店舗等が外国人妻たちのネットワーク形成の結節点の役割を果たしており、ある程度のエスニシティによる棲み分けがみられるが、一方で、来日の経緯の違いにより来日後の生活、意識面に違いが出るなど、出身が同じでも必ずしもエスニック・グループによるつながりだけでは捉えることができないことがわかる。たとえば、親族関係者や友人知人を介しての結婚と、結婚仲介の斡旋業者を介した場合とでは、その後の家族生活に違いがみられ、その違いは地域生活上のネットワークの展開にも関わっていく。

また、夫やその親との家族生活、日本語の上達の違い、子どもの年齢等により、生活における満足度、町の支援体制への要望もまちまちであるといえる。

## 5 おわりに 今後の東北におけるコミュニティの課題とエスニシティ研究の視座

今回の対象者に限っては、子供が小さいこともあり、まだ文化的相違により生じる問題にはなっていないし、また、小学校における学校教育の現場における現状を捉える機会がなかったため言及することは控えるが、しかし地域コミュニティのエスニシティの課題として、定住外国人の生活面、社会的権利の側面を考えるならば、外国人妻を対象とした日本語教育のほかに、子どもの教育の機会も無視できない課題である。

外国人への対応として課題が多く当該者も困惑することが多いのは、母国で学校教育を受けてきた年齢の外国籍児童・生徒とその母親であり、特に母親は言語習得や生活習慣、文化、風土、子どもの教育のしかたで課題が大きいと行政側はいう。たしかに、再婚等で母国に連れ子がいて、呼び寄せた際に日本での生活に困難があるという点は、日本語の習得だけとってみても想像に難くない。その一方で、日本で生まれ育った子どもたちは言語習得をはじめとして生活になじみやすいのも確かである。よって行政側が、特に「特別扱いしない」、日本人と同じに扱っているというのも頷ける。

しかし、では日本で生まれ育った子どもたちが何も問題がないかといえば、それは早計であろう。当初のエスニシティ問題として多く指摘されてきた、母国の言語や生活文化をどうするのかという多文化教育の視角からの問題である。日系人に対しては、浜松市などの事例のようにブラジル人学校や教室を開設して対応する自治体もある。しかし、「特別扱いしない」という見解や、花嫁として定住してきている経緯、日本人名にすでに改名しているという事実、子どもは外国籍あるいは重国籍であるといった環境の中では、そういった取り組みは今のと

ころ必要とされていない。しかし、今回の聞きとり調査でも、母国語や文化を教えたいという思いを母親として強くもっている人が存在し、また母国の文化や言語を教えてくれる教育の場があるといいと考える人もいる。だとするならば、現在の児童生徒が、成長して自らの親の母国への関心や、自らのアイデンティティ問題に直面するような場合に、それにいかに対応するのかという問題は、今後検討していかねばならない課題となりうるだろう。

羽後町においては、たとえば出稼ぎが多いこともあり、従来から他郷からの人、もの、情報の流動性がみられる地域という見方があり、異文化交流の素地があったといえる。そのようななかで町政が、外国人の定住を進め安定した生活の基盤をつくってもらうための工夫をして積極的に支援を展開してきているという意味で、たとえば川崎市における外国人施策の革新的な自治体の取り組みと共通する姿勢があるといえる。しかし、一方で、農村部には家族関係、産業構造にみる女性のパート労働との関係など、いくつかの特徴的な社会関係があり、都市のエスニシティにみられる個人の尊重、市民的権利、社会運動の展開といった捉え方とはまた違う考察が必要である。そこには、東北の、あるいは秋田県南といった地域文化との関わり方のなかに立ち現れてくるであろうエスニシティを捉えていく視点も必要であろう。

秋田県は、同じ東北のなかでも、すぐ南に県境を臨む山形県の状況より遅れてエスニシティの発現があり、近年ようやくそうした状況への対応が課題になりつつある。このことは、別の言い方をすれば、東北のエスニシティの行方を追いつく地域コミュニティの課題を考察することができるということであり、続けて羽後町に代表される秋田県の今後の経緯を追い、東北社会におけるエスニシティ研究と地域コミュニティ変容に関する考察を進めていくことにしたい。

## 付記

本研究は平成12～15年度 文部科学省科学研究費補助金（基盤研究A 代表：高橋満）による成果の一部である。

## 注

- (1) 入管協会『在留外国人統計 平成15年版』2003
- (2) 都道府県別の男女差は、入管協会『在留外国人統計 平成15年版』をもとに算出して比較した。

- (3) 雄和町における米国籍の多さはミネソタ州立大学秋田校（2003年3月閉校）の学生や教員など大学関係者が雄和町に集中していたと考えられる点や、天王町に日系ブラジル人を雇用する企業があるという点を除き、それぞれの分布の背景はまだ明らかにできていない。ただ、県北の能代山本地域や沿岸南部の本荘由利地域で「研修」、「特定活動」登録者が集中している傾向にある。
- (4) 表中で最も割合の高いのは男鹿市（48.6%）であるが、都市部における登録者総数としては37人であり、決して多いほうではない。その中で「日本人の配偶者等」の割合が高いというのは、都市部というより町村部と同様の傾向を示すものとして捉えた方が適当かもしれない。
- (5) ただし、秋田県に関する資料や現地の諸情報を重ね合わせてみると、実際は在留資格を「永住者」に変更したり、帰化して日本国籍を取得したりする場合があります。それらを統計上把握することができれば、地域的な傾向が本稿において説明した状況と変わってくる可能性は否定できない。たとえば県北の上小阿仁村における「日本人の配偶者等」は、県の国際交流課による資料では登録数自体の掲載がないが、実際はフィリピン等の外国人妻の生活がマスメディアにおいて紹介されたりしており、事実上は外国人妻が生活しているといえる。
- (6) 秋田県羽後町「町勢要覧資料編（平成15年度版）」参照。
- (7) 羽後町役場ホームページ参照。  
(<http://www.yutopia.or.jp/~ugo/tpo/top.htm>)
- (8) 表3での在留資格「日本人の配偶者等」は2002年12月現在50人で2003年7月現在の資料である。表6では40人と減少しているが、単純に減少したという理由のほかに、永住権への変更や帰化による国籍の変更で減少していると考えられる。
- (9) 羽後町の日本語教育に関しては、長谷山洋文「人が輝き、人が活きるまち秋田県羽後町」『社会教育』656号（2001年2月）でも紹介されている。
- (10) 中国東北部は少数民族である朝鮮民族出身者が多い地域であり、今回の聞きとり調査対象である外国人妻もそのケースが含まれる。
- (11) 現時点での調査では、韓国又は朝鮮出身者の聞きとりができていない。表5によれば、韓国または朝鮮国籍は総計7人で、うち3人は「特別永住」であり、「日本人の配偶者」と「永住者」が4人であるが、彼らのネットワーク形成に関しては不明である。